

# 環境研究総合推進費が 変わります

- 平成28年10月より一部業務が  
環境再生保全機構(ERCA)に  
移管されることになりました。
- より使いやすい制度になります。



環境研究総合推進費とは	P2
ERCAへの業務移管について	P3
より使いやすい制度へ	P4～P5
平成29年度新規課題公募情報	P6～P8



独立行政法人 環境再生保全機構

## 《目的》

### 研究開発により環境政策の推進に寄与

環境研究総合推進費(以下「推進費」という。)は、地球温暖化の防止、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を実施しています。

## 《特徴》

### 環境省が必要とする研究テーマ(行政ニーズ)に合致する研究開発を採択・実施

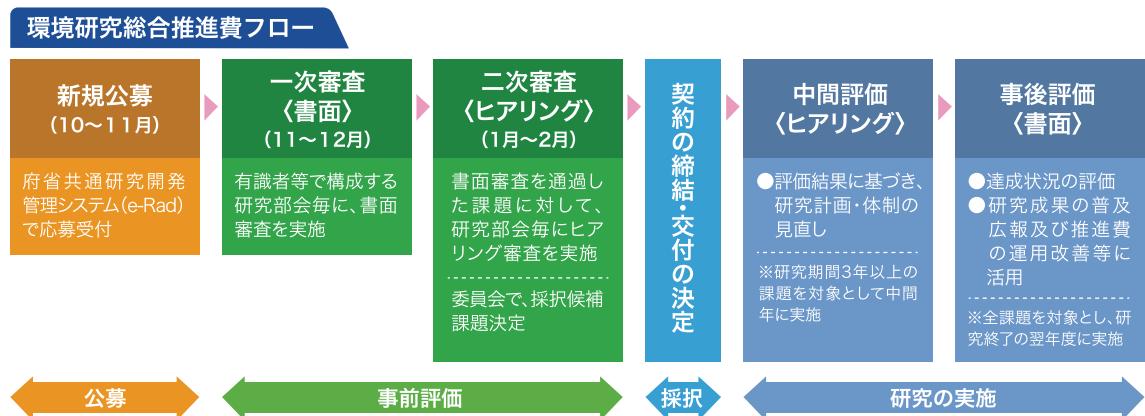
推進費は、環境省が必要とする研究テーマ(以下「行政ニーズ」という。)を提示して公募を行い、広く産学官の研究機関の研究者から提案を募り、評価委員会及び分野毎の研究部会の審査を経て採択された課題を実施する、環境政策貢献型の競争的資金です。

環境省がトップダウン的に研究テーマや研究リーダー等の大枠を決めた上で、研究チームを競争的に選定するシステム(戦略的研究開発領域)を設けるなど、行政ニーズに立脚した戦略的な研究開発を強力に推進します。

### 外部委員の評価により制度運営の透明性・公平性・効率性を確保

推進費において、事前評価(採択時審査)、中間評価、事後評価を行う評価委員会・研究部会は外部専門家・有識者等からなり、各研究課題は、必要性・有効性・効率性・経費の妥当性等の観点から審査されます。

事前評価の結果に基づいて新規課題の採否を決定し、中間評価の結果に基づいて次年度予算額の増減を決定するなど、透明かつ公平で効率的な制度運用に努めています。



### 推進費による主な研究成果

<b>気候変動に係わる国際交渉分野</b> <span style="color: red;">(低炭素領域)</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>IPCC、COPなどへの科学的根拠を提供し、気候変動に係わる国際交渉や国内の意思決定のための知見や基礎データを提供(作物収量等予測経済影響)</li> <li>わが国の地球温暖化影響の推定を行い、温暖化対策の中期目標の設定に貢献(健康影響及び被害額予測等)</li> </ul> <p>※IPCC:国連気候変動に関する政府間パネル ※COP:国連気候変動枠組条約締約国会議</p>	<b>PM2.5関連</b> <span style="color: red;">(安全確保領域)</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>PM2.5の越境汚染の寄与割合の把握統一的な観測体制(モニタリング)、予報精度向上など</li> <li>疫学調査の実施により、PM2.5に関する基準・指針及び観測体制の施策検討に貢献</li> </ul> 
<b>特定外来生物の防除</b> <span style="color: red;">(自然共生領域)</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>アルゼンチンアリなどの特定外来生物の効果的・効率的な防除手法を開発</li> <li>外来種が脆弱な生態系に及ぼす影響を解析</li> </ul> 	<b>廃太陽電池のリサイクル</b> <span style="color: red;">(資源循環領域)</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃太陽電池から低成本で高純度のシリコンを回収・再利用する技術の開発</li> <li>将来、大量排出が見込まれる廃太陽電池のリサイクルの低成本化に貢献</li> </ul> 

# ERCAへの業務移管について

独立行政法人環境再生保全機構(ERCA)は、環境行政の実施機関である独立行政法人として、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動を支援する地球環境基金、有害なポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、最終処分場を維持管理するための積立金の管理、中皮腫などの石綿(アスベスト)による健康被害の救済等、公害問題から地球環境問題までの幅広い業務を行っています。

この度、平成28年10月より、これまで環境省で行っていた競争的資金である環境研究総合推進費の配分業務等が、新たにERCAの業務に追加されることになりました。独立行政法人への移管により、複数年度契約の採用等、更に使いやすい競争的資金制度への改善や効率的・効果的な制度の推進が求められています。そのため、ERCAがこれまでの業務を通じて培ってきた環境の保全に関する事業や資金の配分等に関する知見を十分に活かし、適切に業務を実施してまいります。

なお、今後は、ERCAにおいて新規課題の公募・採択や推進費の配分業務等を行う一方、環境省においては引き続き研究テーマの設定や研究成果の政策への反映を行います。

平成29年4月以降の  
環境研究総合推進費 事業体制図



業務移管における研究実施の流れ

ERCAにて実施 環境省にて実施

平成29年度新規課題	継続課題
	平成28年度 研究実施
平成29年度 新規課題 公募・採択	
平成29年度 研究実施	平成29年度 研究実施

※現在、環境省で実施している研究課題(継続課題)については、平成29年4月よりERCAと新たに契約する、又はERCAから交付決定を受ける必要があります。契約等手続きの流れについては、ERCAから各研究機関等へ直接ご案内いたします。



# より使いやすい制度へ

## 1.業務移管による研究費の新たな使用ルールの導入

ERCAへの業務移管後、平成29年度以降に実施する研究課題については、複数年度契約方式を採用します。これにより、効率的・効果的な研究費の使用が可能になります。

### 1 研究費の繰越

柔軟な研究費の繰越が可能となります。



当初予想し得なかつやむを得ない事由により、研究計画に変更が生じた場合、研究費の残額を翌年度に繰越することができます。

	1年目	2年目
予定額	100万円	100万円
実研究額	80万円	120万円

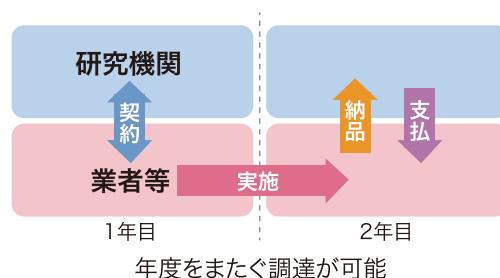
20万円の繰越

### 2 年度をまたがる物品等の調達

年度をまたいだ調達が容易になります。



年度の区切りにとらわれずに、研究進捗に応じて、必要な時期と課題に研究費を投入することができます。

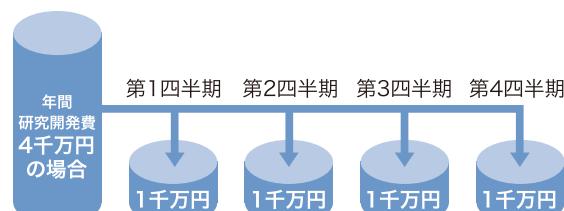


### 3 四半期毎の概算払い

研究費を四半期毎に支払います。



研究費の早期支払いにより、研究費の効率的かつ速やかな執行による研究開発の円滑な推進、また、研究機関の資金繰りの軽減が図られます。





## 2.競争的資金における使用ルール等の統一化への対応

競争的資金については、研究者にとっての使い勝手が向上し、研究により専念できるよう、使用に関わる各種ルール等の統一化を図ることが求められています。ERCAへの業務移管後、平成29年度以降に実施する研究課題については、次に掲げる使用ルール等を導入します。

### 1

#### 年度末までの 研究期間の確保

- 年度末まで研究の実施が可能となるよう、業務報告書の提出期限を翌事業年度の5月31日とします。



### 2

#### 研究機器等の購入

- 研究機器等について、リースのみではなく購入することもできます。

どちらも可能

リース

or

購入

### 3

#### 購入した研究機器の 有効活用

- 購入した研究機器について、使用予定者との間で一時使用に係る管理協定等を締結するなどの条件を前提に、本来の研究に支障を及ぼさない範囲で、一時的に他の研究に使用することができます。

採択プロジェクトでの使用

他プロジェクトでの使用 ⇒ ○

### 4

#### 複数の研究費の 合算使用

- 旅費及び消耗品については、他事業分の経費と明確に区分できる場合は、複数種の経費による合算使用ができます。



同一行程での、  
2つの研究プロジェクト  
における旅費の合算使用

# 新規課題の公募について

## 1. 公募の時期

例年、新規課題の公募時期は、**10月～11月上旬**に実施しています。

## 2. 応募方法

課題の申請は、「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」を通じて受け付けます。  
※一部の書類については郵送による提出が必要となります。

( 課題提案に必要な公募要領及び資料の様式は、公募開始以降に全てERCAウェブサイトもしくはe-Radからダウンロードできます。 )

## 3. 研究の対象分野

### ●公募対象とする研究分野

研究対象分野は、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」(平成27年8月中央環境審議会答申)の構成に沿った下図の5領域となります。

応募に当たっては、各領域の重点的に取り組むべき15課題(重点課題)のいずれかに該当している必要があります。(重点課題一覧はp.8を参照。)



### ●特に提案を求める研究開発テーマ(行政ニーズ)

また、前項で示した重点課題に沿って、環境省各部局から年度毎に提示される行政ニーズに適合する研究課題の提案を特に募集しています。新規公募課題に係る行政ニーズについては、公募開始以降に公募要領の添付資料として、ERCAウェブサイトもしくはe-Radよりダウンロードできます。

## 4. 課題の選定について

提案課題は、書類の不備や各要件のチェック後、外部の学識経験者により構成される委員会において審査を行います。審査の手順は、書面による第1次審査を経て課題を絞り、ヒアリング形式の第2次審査を行って、採択課題の選定を行います。

採択課題の選定は、例年2月頃です。審査結果は、各審査の終了後、応募者へ通知します。

### ●例年の公募スケジュール

10月	公募開始
11月上旬	公募締切り
11月～12月	一次審査(書面)の実施
1月～2月	二次審査(ヒアリング)の実施
2月末	採択

推進費の公募区分等は、次表のとおりです。

毎年度公募対象とする区分が異なりますので、公募要領をご確認ください。

#### ■推進費の公募区分等

区分		年間研究開発費の支援規模	研究期間
委託費	環境問題対応型研究	4千万円以内※1	3年以内
	戦略的研究開発	2億円以内※2	5年以内
	革新型研究開発	若手枠	5百万円以内※1
		総合評価枠	1千万円以内※1
補助金	課題調査型研究	1千万円以内※1	2年以内
	次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業 (次世代事業)(補助率1/2)	2億円以内※2	3年以内

※1.間接経費は別途 ※2.間接経費を含む

各区分の概要は次のとおりです。

##### ●環境問題対応型研究

重点課題一覧に示した環境問題の解決に資する研究課題を広く公募します。

##### ●戦略的研究開発

環境省が研究プロジェクトの大枠として戦略研究テーマを提示し、その戦略研究テーマを構成するにふさわしい研究課題を公募します。

##### ●革新型研究開発

- ア 若手枠／新規性・独創性・革新性に重点を置いた若手研究者向けの募集枠です。重点課題一覧に示した環境問題の解決に資する研究課題を広く公募します。研究代表者及び研究分担者のすべてが研究開始年度の4月1日時点で40歳未満であることを要件とします。
- イ 総合評価枠／先進的な特定の研究テーマに係る最新成果を統合・評価する研究及び技術開発であり、その研究成果を行政担当者が政策立案の際や国際交渉の場で活用することが期待される研究及び技術開発を公募します。
- 重点課題一覧に示した環境問題の解決に資する研究課題を広く公募します。

##### ●課題調査型研究

環境省が提示する戦略研究テーマに関し、実施の具体的方途について事前に検討・分析・提案を行う研究課題を公募します。

##### ●次世代事業

循環型社会の形成推進及び廃棄物の適正処理に関するもので、本事業として実施することにより実用化が見込まれ、かつ汎用性及び経済効率性に優れた技術の開発であり、重点課題一覧に示した研究分野のうち、「資源循環領域」に係る研究課題を公募します。

○推進費による研究課題には、委託費によるものと補助金によるものがあります。

委託費はERCAの本来業務をERCAに代わって研究機関が実施するもので、補助金は補助事業者への財政援助の作用を持つものです。委託費と補助金では応募に当たっての提出書類や取得物品の取扱い等が異なりますので、公募要領や研究実施時にお渡しするマニュアル等をご確認ください。

#### 応募要件等について

①日本国内において、原則として環境に関する研究を実施する能力にある下記の機関に所属している研究者であること。(国籍は問いません。)ただし、常勤・非常勤を問わず、予定される研究期間について所属研究機関が雇用の責任を負うことが保証されていること。

契約事務に関するトラブルを避けるため、研究代表者及び研究分担者は、予め、各所属機関の上司及び契約事務担当者から応募の了解を得た上で応募してください。(研究代表者及び研究分担者のうちサブテーマリーダーについては、所属機関の承認書等の提出が必要です。)

- イ 国および地方公共団体の試験研究機関  
ロ 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学、高等専門学校及びその附属研究機関(高等学校は含まれません)  
ハ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第3項に規定する国立研究開発法人  
ニ 法律に基づき直接設立された法人、民間企業の研究所、その他の団体等、日本の法人格を有しているものであって、研究に関する業務を行なうもの

②提案した研究計画を適切に実施する能力を有するとともに、日本語による直接に対応できる程度の語学力を有すること。

③「革新型研究開発領域」の「若手枠」に応募する場合は、研究チームの研究代表者、研究分担者の年齢が、平成29年4月1日において40歳未満であること。(出産・育児による休業のため研究活動ができなかった者に対し、年齢制限を緩和する場合があります。)

④国立試験研究機関に所属する研究者が応募する場合(研究分担者の場合を含む)は、当該研究機関が研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。(万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。)

上記以外にも、いくつか必要な応募要件等があります。詳しくは平成28年10月以降にERCAウェブサイトまたはe-Radに公表される公募要領をご覧ください。

# 「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」 (平成27年8月中央環境審議会答申)における重点課題の構成と研究・技術開発の例

	重点課題一覧	研究・技術開発例
統合領域	①:持続可能な社会の実現に向けたビジョン・理念の提示 ②:持続可能な社会の実現に向けた価値観・ライフスタイルの変革 ③:環境問題の解決に資する新たな技術シーズの発掘・活用 ④:災害・事故に伴う環境問題への対応に貢献する研究・技術開発	●国際的な環境政策への知的貢献 ●環境教育・行動変容に関する研究 ●地域の環境問題解決に資する最適技術の開発 ●災害・事故に伴う環境問題への対応 など
低炭素領域	⑤:低炭素で気候変動に柔軟に対応する持続可能なシナリオづくり ⑥:気候変動の緩和策に係る研究・技術開発※ ⑦:気候変動への適応策に係る研究・技術開発 ⑧:地球温暖化現象の解明・予測・対策評価	●低炭素化実現のための都市づくりの研究 ●省エネ・再エネ技術の高度化・低コスト化 ●観測・予測モデルに基づく適応技術の評価 ●炭素等の地球規模での循環の解明 など
資源循環領域	⑨:3Rを推進する技術・社会システムの構築 ⑩:廃棄物の適正処理と処理施設の長寿命化・機能向上に資する研究・技術開発 ⑪:バイオマス等の廃棄物からのエネルギー回収を推進する技術・システムの構築	●有用金属資源の再資源化技術の開発 ●アスベスト・水銀等の有害廃棄物の適正処理 ●廃棄物処理施設の予防保全・故障予測 ●地域熱供給などの回収エネルギーの利用拡大に向けた社会システム整備 など
自然共生領域	⑫:生物多様性の保全とそれに資する科学的知見の充実に向けた研究・技術開発 ⑬:森・里・川・海のつながりの保全・再生と生態系サービスの持続的な利用に向けた研究・技術開発	●生物多様性・遺伝資源に係る情報集積と活用 ●鳥獣の統合的な保護管理システムの開発 ●流域単位の生態系サービスの評価・解明と維持に向けた社会システム等の構築 ●防災等でのグリーンインフラの評価・活用 など
安全確保領域	⑭:化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進に係る研究 ⑮:大気・水・土壤等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明に関する研究	●多種・新規化学物質の環境動態の把握・管理 ●水銀・POPs等の全球的な課題への対応 ●健全な水循環の確保に向けた研究 ●PM2.5等の大気汚染対策の評価・検証 など

※エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出抑制に資する技術開発は推進費の公募対象としていません。

## ■お問い合わせ先



〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE3階  
TEL: 03-3237-6600 FAX: 03-3237-6610  
URL: <https://www.erca.go.jp/suishinhi/> E-mail: [erca-suishinhi@erca.go.jp](mailto:erca-suishinhi@erca.go.jp)  
法人番号 8020005008491

(平成28年9月30日まで)

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー8F  
TEL: 044-520-9584 FAX: 044-541-2192

